**平成２９・３０年度古賀市競争入札参加資格者名簿**

**登録業種変更要領（測量・コンサルタント等）**

平成２９・３０年度古賀市入札参加資格者名簿に登録された業種は、随時変更を行っておりません。業種変更を希望される方は、次の要領により業種変更届を提出してください。

平成２９・３０年度の登録において、業種変更は本申請期間のみとなります。

（業種の廃止は随時受付）

記

１．受付期間　　　　　平成３０年１月１１日（木）～平成３０年１月１９日（金）

郵送：平成３０年１月１９日までに必着

持参：平成３０年１月１９日１７時までに提出

２．受付方法　　　　　市内業者：郵送又は持参。

市外業者：郵送のみ。

※市内業者とは、古賀市内に主たる営業所（本店）又は営業所（支店）を有する事業者をいいます。

　　　　　　　　　　　※到着確認の電話・返信等は受け付けません。

　　　　　　　　　　　　必要に応じて追跡確認できる郵送方法で送付してください。

　　　　　　　　　　　※持参の場合も、書類審査は郵送に準じて行います。

　　　　　　　　　　　　持参された際に書類確認を行うものではありません。

３．有効期間　　　　　平成３０年４月１日　～　平成３１年３月３１日（１年間）

４．提出先　　　　　　〒８１１－３１９２

問い合わせ先　　　福岡県古賀市駅東一丁目１番１号

古賀市　総務部 管財課 契約係

**〇建設工事の業種変更**

・変更業種

測量（用地測量含む）、建設コンサルタント、補償コンサルタント、不動産鑑定、建築士事務所（建築設計･監理）、地質調査（ボーリング含む）、計量証明（水質検査、環境測定）、不動産登記（土地家屋調査士、司法書士に関する業務）

・提出書類

業種変更届（測量・コンサルタント等）及び添付書類は、『「業種変更」提出書類チェック票　兼　不備書類連絡票』の書類番号順に並べ提出すること。

**１．業種変更届（測量・コンサルタント等）（様式１）**

　　変更届けには、本社の所在地、名称、代表者職氏名、印鑑（実印）を記入、捺印すること。

**２．現況報告書の副本（写し）（直前１年分のものに限る）**

　　建設コンサルタント・補償コンサルタント・地質調査業者での登録の場合

　　※現況報告書に記載のない部門での登録はできません。

**３．営業上主務官庁、又は法律上資格を有することを証明する証明書（写し）**

**（平成２９年１０月１日以降に発行されたものに限る）**

　　営業上必要な登録・許認可等あれば提出すること。

**４．「業種変更」提出書類チェック票　兼　不備書類連絡票（様式２）**

　　会社名、担当者名、担当者連絡先（電話／ＦＡＸ）を記入すること。

**５．業種変更受理書（様式３）**

官製はがき裏に貼り付け、表には住所・商号又は名称を記入し、提出のこと。

　　※３月上旬以降、順次発送します。

**※注意事項**

提出前に、書類が全部そろっているか[『「業種変更」提出書類チェック票　兼不備書類連絡票](http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/nyuusatu/shinsei/shinki/rinji/kouji.html#1#1)』で再度確認すること。

すべての提出書類を上から順に並べてクリアファイルに入れておくこと。

各種諸証明書は複写機による写しでもよい。（写しの書類は鮮明なものであること）